

議案第 22 号

筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金条例

(設置)

第 1 条 市は、筑西広域市町村圏事務組合が実施する施設整備事業の資金に充てるため、筑西市広域市町村圏事務組合施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

(2) 預金債権との相殺のため地方債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。